



子ども輝き条例のポイント

～すべての子どもが生き生きと輝くように、県民みんなで子どもの育ちを支えましょう～

お部屋には
はってね



すべての子どもは、
世界に一人のかけがえの
ない存在です

わたしたちは、
一人一人が
主人公だよ。



「子育て楽しか
フォトコンクール
入選作品」

子ども一人一人の
権利や個性を認め、
子どもにとって何が
一番いいのかを考えます

ほくたちの
気持ち(意見)も、
ちゃんと聞いてね。

人とくらべないで、
私のいいところを
みつけてね。

このような考え方を
大切にしましょう
(第3条)



すべての子どもは、
愛情を感じながら、
安心して育つことが
できます

いつも
ほくたちのことを
見ていてね。

このような子どもの
育ちの環境を
つくっていきましょう
(第4条)



いろいろな人とふれあい、
いろいろな体験ができる

よく学び、よく遊び、
よく食べ、
よく眠らせてね。

いろいろな可能性や
自ら伸びていく力が
引き出される

失敗しても怒らないで、
がんばったらほめてね。

いじめや虐待などから
守られる

ほくたちを
あぶないことから
守ってね。

孤立感を持つことなく、
人のつながりの中で
育つことができる

悩みを聞いてほしいな。
そして、みんなで一緒に
がんばろうね。



命を大切にし、
他人を思いやり、
感謝すること

思いやり
のある人
になりたいな。



ルールを守り、
家庭や地域での
自分の役割を果たすこと

私たちの手本に
なってほしいな。

ふるさとや自然、
文化や伝統などを
大切にすること

熊本の自然を
未来に
残さなきゃね。

子どもたちが
心豊かに育つために
伝えていきましょう
(第5条)



夢を持ち、
働くことの大切さを知り、
困難を乗り越え、
自立していくこと

夢に向かって
チャレンジしたい!

それぞれの役割をはたしましょう
(第6条・第7条)

保護者
子どもにとって一番大切な存在です。
愛情をもって接し、自らも成長していく
よう努めましょう。

学校・保育所等
自らの専門性を高め、互いに協力し、子
どもの育ちを支えていきましょう。

県民・事業者等
子どもの育ちを地域及び社会全体で支
えていきましょう。

県
子どもに係る施策を計画的に推進し、県
民一人一人の取組が進むよう、必要な支
援を行います。

それぞれの立場で、子どものために
できることをしましょう(第8条)
～毎月15日は肥後っ子の日です～



例えば…

保護者
→家庭団らん

保育所等
→施設の開放

地域
→世代間交流

お店
→子育て家庭
への優待

